

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
③ 上記の者は、所得税法施行令第 330 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 項第 4 号（裏面 2 (5) を参照してください。）、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号イ（給与に係る部分を除きます。）又は第 14 号に掲げる国内源泉所得（一定のものを除きます。裏面 2 (6) を参照してください。）で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between;">財務事務官税務署長㊟</div>		

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 214 条第 1 項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。 ① 有効期限を経過したとき ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第 161 条第 1 項第 4 号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限りません。</p> <p>(6) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。 ① 所得税法第 161 条第 1 項第 11 号に掲げる使用料又は対価で同法第 204 条第 1 項第 1 号に掲げる報酬又は料金に該当するもの ② 所得税法第 161 条第 1 項第 12 号イに掲げる報酬で同法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの ③ 所得税法第 161 条第 1 項第 14 号に掲げる年金でその支払額が 25 万円以上のもの</p>